

播磨町見守りカメラ設置工事
特記仕様書

第1章 総 則

1 工事の名称

播磨町見守りカメラ設置工事

2 工事の目的

播磨町では、他の地域と変わりなく人口の減少、高齢化に伴い弱者と呼ばれる人口の割合が増えていくことが予想され、今後一層の安全・安心なまちづくりが求められている。

そこで、近隣の自治体が行っている安全・安心なまちづくりを参考とし、本工事において撮影された録画映像を警察などへ適切に提供し、加えて民間業者が提供する BLE タグを検知できる検知器（以下、BLE 検知器と呼ぶ）を実装した見守りカメラを整備・運用することにより、犯罪の未然防止の効果を増大させ、行方不明者の捜索時間の短縮、刑法犯認知件数の減少を目指すことを目的とする。

3 概要

通学路及び主要なゴミステーションを中心に町内全域にネットワーク型カメラを設置し、庁舎で一括管理を行うとともに、撮影された録画映像を警察などへ適切に提供する。

加えて民間業者が提供する BLE ビーコンタグを検知できる検知器（以下、BLE 検知器と呼ぶ）および BLE ビーコンタグを活用し、認知症高齢者および小学生児童、障がい者等に BLE ビーコンタグを所持いただくことで、行方不明時・災害発生時に警察・消防または地域が連携した捜索・支援体制を速やかに構築できる仕組みを提供する。

これらを適切に整備・運用することで犯罪の未然防止の効果を増大させ、行方不明者の捜索時間の短縮、刑法犯認知件数の減少を目指すことを目的とする。

4 設置台数および設置場所

(1) 設置台数

250台

※電柱添架可否等により、設置台数は変動する可能性があるため、変動した場合の対応についても企画提案書に記載すること。

(2) 設置場所

播磨町内の指定の場所に設置。

※設置する場所について、本町より設置候補先として資料を提供する。

（提供する資料は、電柱番号、住所、撮影方向を記載したリストおよび施工前業務における各種申請に必要な写真とする。）

5 契約

(1) 期間

契約締結後、令和7年3月14日までに250台全ての設置及び動作確認を完了すること（完了検査含む）。

(2) 支払い条件

前払金：有(契約金額の40%以内)、中間前払：有(契約金額の20%以内)、部分払：無

(3) 保証金

契約保証金については、播磨町財務規則第92条の規定を適用する。

(4) 議会の議決について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条に該当する契約については、議会の議決を経るまでは仮契約を締結し、議会の議決がなされたとき、これを本契約とみなす。

第2章 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、播磨町（以下、町という）が発注する「播磨町見守りカメラ設置工事」の契約内容について必要な事項を示すものであり、受注者の適正な履行の確保を図るための仕様要件を定めたものである。

2 適用基準

本仕様書に指定する以外の事項について、本工事を行うに当たり必要とされる関係法令等を遵守すること。

3 提出書類

受注者は、業務の着手、着手前、完了にあたり、次に掲げる書類を提出するものとし、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- ① 工事着手届
- ② 現場代理人等届
- ③ 現場代理人等経歴書
- ④ 主任技術者経歴書
- ⑤ 工事施工計画書及び下請請負人等通知書
- ⑥ 建設業退職金共済組合証紙購入確認書
- ⑦ 工程表
- ⑧ 工事前払金交付申請書（前払金を請求する場合）
- ⑨ 工事前払金請求書（前払金を請求する場合）

(2) 工事着手前

- ① 工事に用材料使用承諾願
- ② 使用材料一覧表

(3) 業務完了時

- ① 工事完成届兼引渡書
- ② 打合せ議事録
- ③ 業務工程表（結果）
- ④ その他発注者が指示する関係書類

(4) その他

- ① 中間前払金認定請求書（中間前払金を請求する場合）
- ② 中間前払金交付申請書（中間前払金を請求する場合）
- ③ 工事中間前払金請求書（中間前払金を請求する場合）

4 関係機関との協議

受注者は、本業務を進める上で生じた関係機関との協議については、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく町に報告しなければならない。

5 工程管理

受注者は、実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、月1回以上、進捗状況を町に報告しなければならない。なお、町より進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに応じなければならない。

6 損害責任

受注者は、常に関係法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。また、業務実施中に事故・損害等が発生した場合、受注者はその責を負い、速やかに原因・過程・損害状況等を町に報告し、その処理対策にあたらなければならない。

7 参考資料の貸与

業務に必要な関係資料を町から所定の手続きによって貸与するが、受注者は、貸与品について、受領書を提出の上、責任をもって保管し、汚損等を生じさせないよう十分注意するとともに、業務終了後速やかにこれを返却するものとする。

8 秘密の保持

受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならない。また業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。受注者は、組織のセキュリティ対策と資産管理体制の構築、実施、維持、改善を徹底し、外部への情報漏洩が無いよう徹底した管理をしなければならない。サーバー等での情報処理の方法について、提案書へ記載すること。

9 疑義の解決

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、本業務の企画提案の募集に際し、町が示した仕様書及び受注者の提出した提案書を踏まえ、町・受注者協議の上決定するものとする。

第3章 業務内容

1 調達管理業務

受注者は、本仕様記載の対象物品について、令和6年度中に整備を完了し、令和7年3月中に稼働させることが可能なスケジュールで調達すること。

また、調達については、各種関係法令を遵守すること。

(1) カメラ本体

次の機能及び性能を満たすこと。あるいは代替機能及び相当性能を有すること。

(形状)

- ・ カメラ形状は、ドーム型とすること。

(機能等)

- ・ 画素数は、200万画素以上とすること。
- ・ カラー撮影が可能であること。
- ・ フレームレートは10fps以上とし、その設定において10日以上14日未満の録画が可能であること。
- ・ 昼夜に対応するデイナイト機能を有し、最低被写体照度が0.3ルクス以下でのカラー撮影が可能であること。また、赤外線照射機能の搭載により照度0ルクス環境下での撮影を可能にし、鮮明な映像が得られる機能を有すること。赤外線の照射距離は30mとする。
- ・ プライバシーマスクの設定が可能とすること。
※原則プライバシーマスクは設定しないが対応は可能としておくこと。
- ・ 自動で逆光補正ができること。

(レンズ部)

- ・ レンズ画角は、水平方向最大90度以上（最低40度以下）、垂直方向最大50度以上とすること。

(ハウジング部)

- ・ カメラ本体・記録媒体・屋外ハウジングを供給できること。また、電源が必要な場合は、これを含む。
- ・ 防塵、防水性能として、IP66以上を満たすこと。
- ・ 内部ストレージ（SD、SSD等）の取出しに際しては、簡単に持ち出せない構造となっていること。

(映像記録装置)

- ・ 画像データ（10日以上14日未満）を内部ストレージ（SD、SSD等）に保存できること。
- ・ 内部ストレージ（SD、SSD等）の保存領域が枯渇した場合、自動的に古い画像データから上書きできること。

(その他)

- ・ 画像データに撮影日時等を埋め込めること。撮影日時については、自動で時刻補正する機能を有すること。
- ・ 通信ネットワークに対応していること。
- ・ 見守りカメラ管理システムでカメラの状態を確認できること。

- ・ 撮影された画像データは、漏洩対策が講じられていること。
- ・ 動作環境として、-10℃～50℃、湿度85%以下、風速50m/s とすること。
- ・ 機器の重量を5.5Kg 以下とすること。
- ・ 次回機器更新時の機器選定に制限等の影響を及ぼさないものとする。
- ・ 故障時の対応の迅速性を考慮し、国内生産の機器であること。
- ・ 機器の保証を行うこと。(最低5年間の機器保証を行うこととし、それ以上の対応が可能な場合は、加点の対象とする。)

(2) 回線機器

セキュアで安定した専用ネットワークに必要な回線機器とする。

(3) 通信回線(ネットワークカメラ)

セキュアで安定した専用ネットワークを活用することに加え、遠隔地にある専用端末に映像を伝送することができる LTE 回線を用意すること。

また、現地でのダウンロードも可能とする。現地でのダウンロードを行う場合は無線 LAN 方式とする。ただし、下記の要件を有するものとする。

(無線 LAN 方式)

- ・ IEEE802.11a/b/g/n/ac (2.4/5GHz) のいずれかに対応すること。
- ・ 使用可能周波数は、2.4GHz 又は5GHz 若しくは両方に対応すること。

(4) 通信回線(専用端末)

次の要件を有する通信回線とする。

- ・ 回線速度が常時若しくは一時的に低い場合は、画像データの画質を下げることや、コマ数を下げるなどの処置を適時行うことができること。
- ・ 見守りカメラの増設、取扱データ量の増加、処理負荷の拡大等に対応できる拡張性を有すること。
- ・ 様々なインターネット回線の中から最適なものを町と協議を行い、使用すること。

(5) BLE 検知器

見守りカメラに次の機能を有する BLE 検知器を設置する。

- ・ 見守りサービスを提供する民間事業者、下記3社のうち2社以上の BLE タグの信号を識別し、必要な情報のみをサービスを提供する民間事業者のサーバーに送信する機能を有すること。

【本町が指定する見守りサービスを提供する民間事業者】

- ・ 総合警備保障株式会社 (みまもりタグ)
- ・ 株式会社ミマモルメ (まちなかミマモルメ)
- ・ ジョージアンドショー株式会社 (bibble/bibble lite)

(6) 筐体等

電柱や電信柱等の共架柱に設置し、見守りカメラやBLE検知器、通信機器等を収納する筐体等については、次の要件を有すること。

- ・ 電柱等への設置を行うため、設置金具を供給できること。
- ・ 外形寸法については、別に定める各種機能を有し、かつ関西電力及びNTTの技術取扱基準に該当する大きさとする。
- ・ 使用材料は、日本工業規格（JIS）若しくは同等の国際規格のものを使用すること。
- ・ 防水性のある保護構造であること。

(7) 専用端末（ノートパソコン等）：3台

- ・ 専用端末3台をカメラ閉域網に組み込み、それぞれ町役場庁舎、加古川警察署へ設置すること。詳細な設置場所は契約後、別途指示する。
- ・ 加古川警察署へ設置する端末はデスクトップパソコンとし、町役場庁舎へ設置する端末はノートパソコン2台(1台については予備機)とする。また、盗難防止対策を施すこと。
- ・ アンチウイルスソフトウェアが導入されており、保守期間中は最新のパターンファイルを自動取得できるように設定すること。
※アンチウイルスソフトウェアについては指定しないが、必要なセキュリティ対策があるものを提案すること。
- ・ OSやソフトウェア（アンチウイルスソフトウェアを含む）のインストール等セットアップ、ライセンスや利用料（5年間以上）も含むこと。

(8) 告知看板

設置に際し、見守りカメラ1台につき、見守りカメラを設置していることを明示する告知看板を2枚取り付けること。告知看板のデザイン案、材質、形状、サイズ、色等については、視覚効果をねらい、可能な限り最大のサイズとなるよう提案書に記載すること。最終的に町と協議を行い決定すること。

2 施工前業務

見守りカメラ等の設置に必要となる手続書類の作成及び手続（申請）は、すべて受注者の責任において遅延なく行うこと。また、当該手続（申請）に必要な経費および設置年度にかかる共架可否判定調査に係る費用、電柱使用料（共架料）、電気使用料についても提案に含めること。

- ・ 関西電力(株)、西日本電信電話(株)等への事前共架申請
- ・ 関西電力(株)、西日本電信電話(株)等への共架契約申請（土地所有者同意書の取得、道路占用許可申請、道路使用許可申請等、共架契約申請に必要な手続を含む）

ただし、電柱底地の地権者が播磨町、もしくは私有地であった場合は町にて対応をする。

3 施工業務

施工にかかる留意事項については、次のとおりである。

- 施工に際しては、町と十分に協議し、町の指示に従うこと。
- 施工に際しては、施工前に設置する場所の現地調査を行い、関係法規・規則等を遵守のうえ、確実・堅牢・美観に留意して行うこと。
- 新規設置場所への施工に際しては、作業日の1週間以上前に設置日時等について、町の承認を得ること。
- 施工中は、施工作業によって通行等に支障を与えないように、かつ周辺住民に迷惑を与えないように十分に留意すること。
- 施工に際しては、安全を最優先とし、高所作業車による施工を行うとともに、工事看板を設置の上、必ず必要な保安要員を配置する等、第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えないよう細心の注意を払うこと。
- 道路使用許可、またはその他必要な許可の取得を行うこと。
- 施工中に第三者の生命、身体に危害又は工作物に障害、損傷を与えた場合は、受注者は人命救済措置を行った後、現場の状況を町に報告し、速やかに必要な措置を講じるとともに、受注者はその補償を行うこと。
- 電源供給の方法については、受注者において関西電力等と協議するものとする。
- 施工中に工事内容の説明等、再度住民に求められた場合は、丁寧に対応を行うこと。また必要に応じて町へ問合せするよう案内すること。

(1) 見守りカメラ

見守りカメラ及びBLE検知器、通信回線機器等を筐体にキッティングするとともに、町が選定する電柱や電信柱等の共架柱に見守りカメラ等を設置し、見守りカメラの撮影方向や画角等を調整すること。

また、見守りカメラで撮影された画像データを専用回線により専用端末で確認するとともに、見守りカメラ単体に付設する記録媒体に撮影された画像データが正常に記録されているかどうかの確認を行うこと。

① 官公署への手続き

- 諸手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする。
- 申請書へ押印や申請書の提出等について、それを受注者が行うことが出来ない場合は、町と受注者で協議により、町が行う。

② 設置方法

- 設置対象は関西電力の電力柱およびNTTの通信柱、町所有の施設等とし、取付金具、共架部材を用いて設置すること。また、町所有の施設に設置する場合は、町と協議の上、設置を行うこと。

③ 住民周知

- 設置工事前には、設置場所の周辺住民へ工事周知資料を配布すること。周知資料配布場所及び告知事項については、町と協議の上、決定すること。

④ 電力受電工事

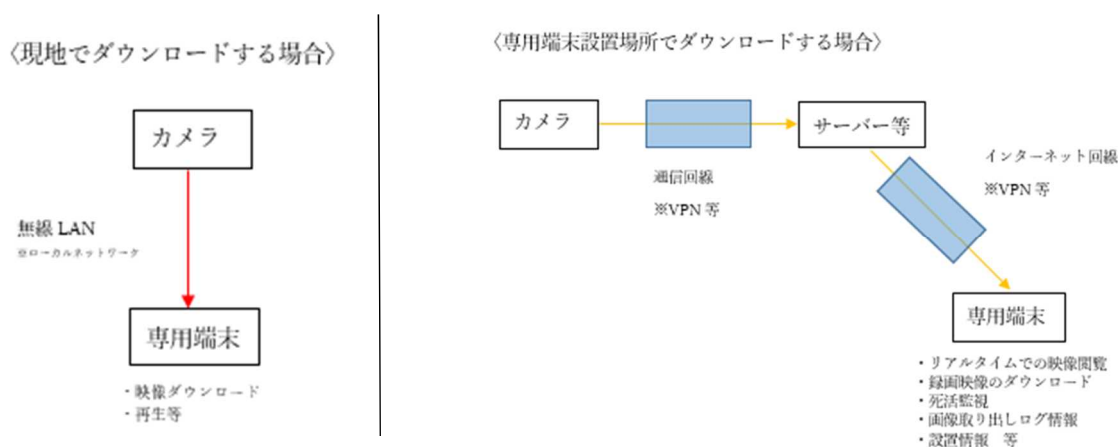
- NTT柱に設置する場合は、関西電力より低圧引込で電力が取得できるように、低圧受電点まで配管、配線を行うこと。また、電力受電工事に要する費用はすべて受注者の負

担とする。

- ・電源ケーブルの線結部は防水対策を実施すること。
 - ・町所有の施設については、町と協議を行い、現地調査を実施したうえで配管・配線を敷設し、電源を他設備と併用する場合、分電点から独立した系統とし、併設して設置するものに影響を与えないようにすること。
- ⑤ 画角調整
- ・町指定の画角にて撮影画角の調整を行うこと。
- ⑥ 工事写真
- ・設置工事の前、中、後及び納品機器・部材の写真を撮影し提出すること。また、関西電力、NTT や官公署等の竣工届に必要な写真については、別途各者の規定に沿う写真を撮影し提出すること。

(2) 見守りカメラ管理システム構築（提供）業務

イメージ図



※通信は全て暗号化、難読化により容易に盗聴できない仕様とする。

次の機能要件を満たすこと。

(システム機能)

- ・ 地図にカメラの設置場所が表示されること。
 - ※カメラを選択すると基礎情報(設置年月日、撮影画像、外観画像)が表示すること。
 - ※異常がある場合には、異常表示(異常の種類)がされること。
- ・ HP 上で公開するマッピングシステムにカメラの設置場所が表示されること。
 - ※専用 PC での地図ソフトと共通でも問題ないが、HP 上に掲載する際には位置のみの表示となること。
- ・ カメラ(カメラ本体のみならず内部ストレージ(SSD、SD カードなど)や通信機器を含む)の死活監視と通信回線を通じて指定のメールアドレスへの E メール発信等のアラート通知機能を有すること。
- ・ 異常が発生した際に、サーバー等から E メールで通知を行うこと。また、サーバー等から発信される Eメールのメールアドレスは、2つ以上指定可能であること。
- ・ 防犯カメラの履歴情報を CSV ファイル形式でダウンロードすることができること。

(ダウンロード)

- ・ カメラ本体の録画映像を、専用端末設置場所からサーバー等を経由し、専用端末で確認及びフル HD 画質でダウンロードすることができること。
- ・ 画像データの検索・抽出・送信（ダウンロード）等については、カメラの位置、日時等期間を指定できること。
- ・ 抽出した対象となる画像データを画面で確認できること。
- ・ 現地で無線 LAN の利用による録画画像の取得の場合は、専用端末でのみダウンロード可能にすること。
- ・ 町役場庁舎へ設置する端末は全てを管理可能とするが、加古川警察署へ設置する端末ではダウンロードのみ可能とすること。また、町で承認処理を行わないとダウンロード不可とし、申請した期間のみ一度に限りダウンロード可能にすること。

(セキュリティ)

- ・ 専用端末のみ操作が可能であること。
- ・ サーバー等については、常時稼働状態（24時間365日連続稼働）とし、ユーザーによる日常的な管理を必要としないこと。また、セキュリティ対策やサーバー等の利用形態については提案に含めること。（事業者独自で、ネットワークセキュリティの強度を高めている場合は、加点の対象とする。）

(その他)

- ・ カメラ本体に搭載されている LTE 通信用の SIM データ量を確認でき、また他に設置したカメラに共有することができること。
- ・ 将来的な見守りカメラ等の移設・追加に対応可能であること。
- ・ 将来的な見守りカメラの更新の際に、別の機器を使用した場合でも対応できる汎用性があるシステムとすること。

(3) ネットワーク構築とセキュリティ対策

播磨町役場第1庁舎および加古川警察署庁舎へインターネット回線を新たに整備し、VPN 等の必要なセキュリティ対策を確実にしていること。

様々なインターネット回線の中から安価で最適なものを提示し、町と協議を行い、使用する回線を決定すること。

(加古川警察署庁舎および播磨町役場庁舎への引き込み・配管工事費用を含む。)

【播磨町役場庁舎】

- ① 播磨町役場庁舎西側電柱より公用車駐車場側の壁にある引き込みBOXへ引き込む。
- ② BOXから庁舎内へ。
- ③ 天井裏の配管を通して2階の所定の部屋へ。

【加古川警察署庁舎】

- ① 加古川警察署庁舎西側電柱より屋上(4階建て)へ引き込む。

②屋上で所定の部屋の真上まで引っ張る。

③壁沿いに固定し、2階の窓から室内へ。

※窓を固定し、窓サッシ等に穴を開ける方法とする。

また、次の要件を満たすこと。

- ・ 本事業にのみ使用可能な専用回線とすること。(他に使用することが出来ないこと)
- ・ 見守りカメラの増設に柔軟に対応できる構成とすること。
- ・ VPN 等の強固なセキュリティ対策を備えた構成とすること。

(4) カメラ本体セキュリティ

本システムにおいて扱う映像データ等については、次に示すとおり通信を行う各機器にセキュリティ機能を有したもので構成し、その対策については町の承認を得ること。

- ・ 無線 LAN 方式の場合、防犯カメラは MAC アドレスフィルタリング機能及び WPA3-PSK(AES)を採用し、第三者による無線 LAN の不正アクセス防止処置を講じること。
- ・ 防犯カメラはアクセスポイントの管理者用パスワードの設定、更新及び映像データの暗号化により、第三者が容易に再生・編集できない機能を有すること。
- ・ 防犯カメラは特殊ネジ等で固定され、防盜性能に優れたものとする。
- ・ データの検索・閲覧、防犯カメラ機器の操作等、各段階における利用可能者のアクセス権限の設定とアクセスログを記録する機能を有すること。
- ・ 防犯カメラ本体の通信モジュールは、基盤化の上、本体に組み込むことにより、その取り外しが困難な作りとすること。また、防犯カメラの盗難の際などに、遠隔操作により通信モジュール単位で通信の停止処理が可能であること。
- ・ カメラの記憶媒体に保存された映像は、防犯カメラ本体だけでは再生することができない仕組みとすること。

(5) 維持管理業務

設置後の保守・点検を行うこと。(最低5年間の保守点検対応を行うこととし、それ以上の対応が可能な場合は、加点の対象とする。)

① 見守りカメラ・通信機器の保守点検・維持管理・簡易修繕および清掃

- ・ 通信ネットワークによる遠隔監視によって、トラブルを確認した場合は、適時対応すること。
- ・ 機器は設置から最低5年間の保証を行うこと。(5年間以上の保証が可能な場合は、加点の対象とする。)
- ・ 定期保守点検は、年1回以上とし、実施内容も事業者提案とする。

※詳細を企画提案書に記載すること。

(定期保守点検が年2回以上対応可能、又は実施内容が豊富であれば、加点の対象とする。)

- ・ 定期保守の実施項目及びその結果については、適時、報告すること。
- ・ 保守点検に際しては、保守点検日時等をあらかじめ本町と調整すること。また、道

路使用許可等の必要な許可を取得すること。

- ・ 見守りカメラ等に起因して発生した火災、破裂や爆発などにより当該機器が損害を受けた場合は、速やかに修理又は交換等を行うこと。また、その費用は受注者が負担すること。
- ・ VPN等の監視を行い、異常があった場合には迅速に対応すること。
- ・ 専用端末のアンチウイルスソフトウェアに必要な更新を行うこと。
- ・ ファームウェアのアップデート等の定期的に必要な対応を行うこと。

② 通信ネットワークの最適化

- ・ 費用対効果を最大化するため、年度単位でネットワーク構成等を見直し、毎年10月に町へ提案を行い、通信費等の最適化を行うこと。

③ 障害対応

- ・ 障害対応は、平日9時から17時までとし、土・日曜及び祝日は除く。
- ・ ソフトウェア及びハードウェアの障害に対する復旧作業については、機器保守事業者等と連携して、業務に支障が出ないように迅速に解決に当たること。
- ・ 障害復旧は、原状回復を原則とするが、運用等に変更が発生する場合には、原状回復以上に効果を見込めると町が認めた場合に限り可能とする。
- ・ ※故障・障害等の対応については、「24時間以内に対応する」「定期保守点検の際に対応する」等の方針を記載すること。(発生時に早急に対応することが可能である場合は、加点の対象とする。)

④ バージョンアップ対応等

- ・ 当該システム及び専用端末に対するバージョンアップ製品の適用については、町に連絡のうえ、正常稼働を損なうことが無いよう配慮すること。
- ・ 当該システムの仕様に変更(修正)を加えた場合は、修正されたシステム仕様書を提出するとともに、必要に応じて運用マニュアル、操作マニュアル等を提出すること。

⑤ その他全般的な支援

- ・ 日常業務の操作方法などに対する問い合わせ等について支援を行うこと。
- ・ 受付時間は、平日9時から17時までとし、土・日曜及び祝日は除く。

(6) 見守りカメラの設置位置の公開

播磨町公式ホームページ上に掲載する URL 等から見守りカメラの位置を掲載できるマッピングシステムへ誘導し、設置位置が確認できるようにすること。また、移設等によりカメラ設置位置が変更となった場合は、維持管理の範囲において変更すること。また、ホームページ上からは、位置のみが確認出来るようにすること。

4 設置工事の進め方

(1) 作業スケジュールの調整

受注者は、業務開始までに詳細な作業スケジュールを作成し、町に届け出て承認を得ること。

(2) 進捗状況の報告

受注者は、本業務の遂行に当たり、月1回以上、定期的に町と打ち合わせを行い、業務の進捗状況その他必要事項について報告すること。

5 工事カルテの作成及び登録

受注者は、工事請負金額が500万円以上の工事について、契約後10日以内、登録内容の変更後10日以内、完成後10日以内及び訂正時は速やかに（ただし、工事請負金額が500万円以上2500万円未満の工事については、発注・訂正時のみ）、工事实績情報システム（公共機関が発注した工事について、工事实績情報を一般財団法人日本建設情報総合センターにおいて、データベース化し、公共機関に情報提供するシステムで、通称「CORINS」という。）に基づき工事カルテを作成し、監督員の確認を受けた後に、同センターに提出するとともに、同センターが発行する工事カルテ受領書の写しを監督員に提出しなければならない。ただし、請負者が公益法人の場合は、この限りではない。

6 その他

(1) 本業務を遂行する上で知り得た事項、関係資料などは第三者に漏らさないこと。

(2) その他、この仕様書に記載の無いものについては、双方十分に協議すること。

以上